

介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務の中核市への移譲

平成29年7月13日

九州地方知事会

(山口県)

重点番号15: 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務の中核市への移譲(山口県)

(1) 提案項目

介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務の都道府県から中核市への移譲[介護保険法第115条の32 等関係]

業務管理体制の整備とは…

介護サービス事業者の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、介護保険法の改正(平成21年5月)により、事業者(法人)単位の規制として、法令遵守の義務の履行が確保されるよう、義務付けられたもの

個別の介護サービス事業所で指定取消処分相当事案が発生した場合、法人全体の組織的関与の有無を検査し、他のサービス事業所への連座制の適用を判断

15

届出[115条の32]

法令遵守責任者の選任等を監督権者へ届出

報告等[115条の33]

届出された業務管理体制が適正に運営されているか検査を実施

勧告・命令等[115条の34]

適正な業務管理体制の整備について指導等を実施

介護サービス事業者の業務管理体制

[県]

- 指定事業所が二以上の都道府県に所在し、かつ、二以下の地方厚生局管轄区域に所在
- 同一指定都市内または同一市町村内で地域密着サービスのみを行う事業者を除く事業者

連携

介護サービス事業所の指定[70条等]

[中核市]

- 指定居宅サービス事業所
- 指定居宅介護支援事業所
- 指定介護予防(支援)事業所
- 介護保険施設

<業務管理体制の検査について>

一般検査 / 届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために書面検査や実地検査により定期的を実施
特別検査 / 介護サービス事業所の指定取消処分相当事案が発覚した場合に、法人全体の組織的関与の有無を検証するために実施

(2) 山口県の概況

山口県の介護サービス事業所のうち約20%は、中核市が所管。

県が業務管理体制を所管する事業者の約17%が、中核市内にのみ介護サービス事業所を有する事業者。

毎年度、中核市から行政処分等に関する情報提供を得て、業務管理体制に係る検査の必要性を検討している。

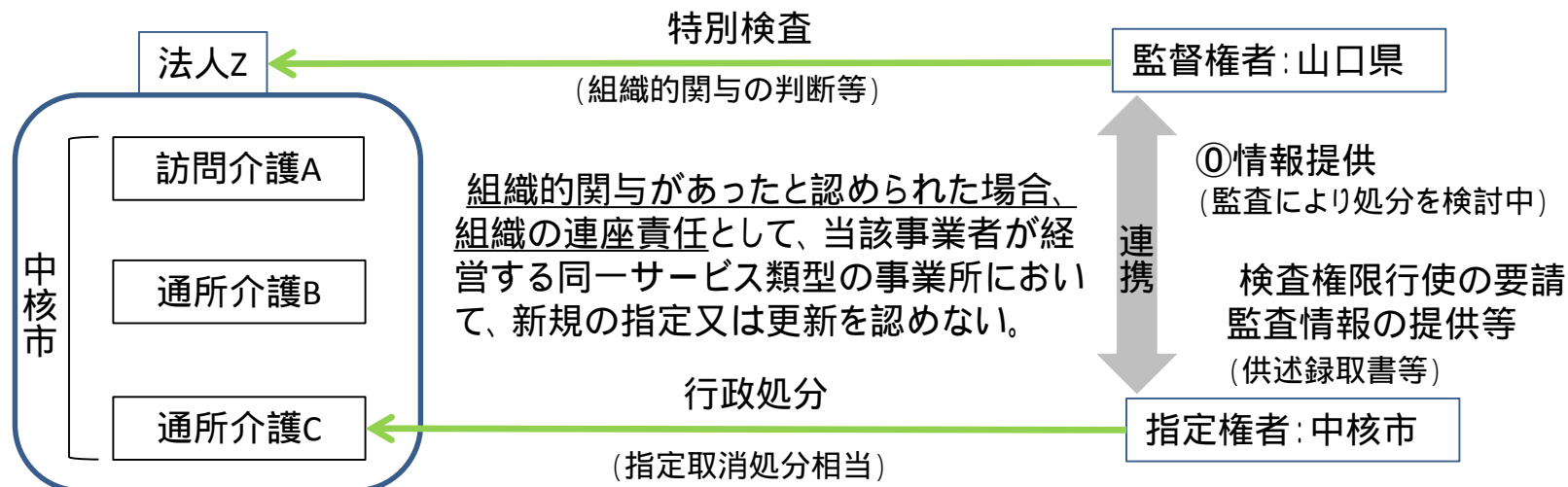
16	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護サービス事業所数	2,760(557)	2,884(585)	2,932(602)	-	-
業務管理体制に係る届出件数	-	-	-	-	749(134)
一般検査	-	94(90)	250(0)	202(0)	211(54) 予定
特別検査	2(1)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1) 予定
業務管理体制に係る報告件数(中核市から県)	1	2	1	1	1

事業所数 / 出典: 介護サービス施設・事業所調査(厚生労働省)

()内は、中核市に係る件数。

介護サービス事業所数は、10月1日時点。また、予防サービスは除く(地域密着型サービス含む)。業務管理体制に係る届出件数は、4月1日時点。なお、平成25～28年度は未集計。

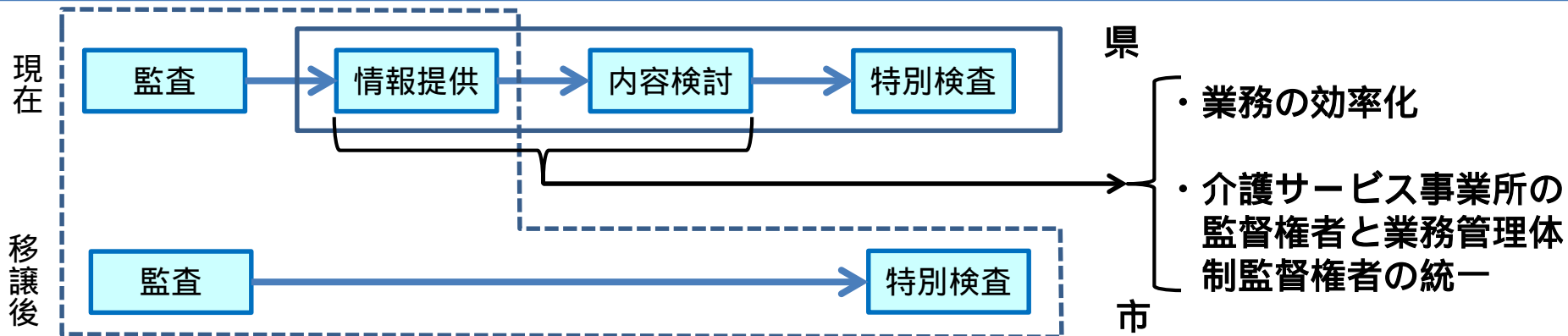
(3) 具体的な支障事例 / 特別検査を実施する例



【参考】平成25年度事例

時期	12.13	12.25 ~		1.27	2.10
主体	中核市	中核市 県	県	中核市→県	中核市・県
内容	監査	①情報提供(メール・電話等)	内容検討	検査権限行使要請	特別検査 市の監査と合同実施

本事案については、行政処分:指定取消処分を行わなかったことから、組織的関与の判断等は不要であった。



介護サービス事業者の業務管理体制の 整備に関する届出受理等事務の 都道府県から中核市への移譲

平成29年7月13日

金沢市

提案の概要

中核市における現行の監督権限

- ◎ 指定居宅サービス事業所等に対する指導監督
(介護保険法(以下「法」という。)第23条、第24条等)
- ◎ 介護サービス事業者の業務管理体制の監督
(法第115条の32～第115条の34)

は

地域密着型サービスのみを行う事業者で、
事業所が市内にのみ所在する事業者に限定されている。

全ての事業所が一の中核市の区域に所在する
介護サービス事業者の業務管理体制の監督権限
を中核市に移譲する。

提案の理由及び効果

サービス事業所の実地指導において、事業者の業務管理体制を確認できないことから、支障が生じる事例が増えている。

《支障事例》

- ・ 実地指導において、人材育成を含めた職員管理や就業規則等の規程類の不備等を指摘
 - 「本部で管理しているため、サービス事業所では分からない」との回答
 - 県への情報提供・対応協議に一定の期間が必要
 - 迅速な対応ができない。

介護サービス事業者の法人本部及び事業所を一体的に指導監督する体制を構築

日常的な指導監督や不正事案が発生した際に、迅速かつ的確な対応が可能

移譲に伴う事業者数の増加と業務への影響

◎ 業務管理体制監督権限対象事業者数

[現在] 19事業者



[移譲後] 221事業者

◎ 指導監督と業務管理体制の監督を一体的に実施できる事業所数

21

[現在] 44事業所(3%)



[移譲後] 881事業所(63%)

【監督権限対象事業者の増加に伴う業務への影響】

- 「業務管理体制整備に係る届出書」等の受理事務については、事業所指定申請受付処理等と同様に処理可能（概ね20～30件/年）
- 一般検査については、年間30～40件実施（概ね6年に1回）
〔本部に併設された事業所の実地指導と併せて行うなど効率的に検査を実施〕
〔一般検査に要する時間は、30分/1件程度〕